

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第7部門第3区分  
 【発行日】平成24年1月19日(2012.1.19)

【公開番号】特開2011-166412(P2011-166412A)  
 【公開日】平成23年8月25日(2011.8.25)  
 【年通号数】公開・登録公報2011-034  
 【出願番号】特願2010-26362(P2010-26362)  
 【国際特許分類】

H 0 4 W 74/08 (2009.01)

H 0 4 W 24/10 (2009.01)

H 0 4 W 72/04 (2009.01)

【F I】

H 0 4 Q 7/00 5 7 4

H 0 4 Q 7/00 2 4 5

H 0 4 Q 7/00 5 4 8

H 0 4 Q 7/00 5 5 1

H 0 4 Q 7/00 5 5 2

【手続補正書】

【提出日】平成23年11月24日(2011.11.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基地局装置と通信する移動局装置であって、

下りリンクデータと、コンテンツベースの信号送信用の無線リソースを示す情報とを受信する受信部と、

前記下りリンクデータに対するACKまたはNACKと前記コンテンツベースの信号とを送信する送信部と、を備え、

単一の上りリンクの時間フレームで、前記ACKまたはNACKと前記コンテンツベースの信号とが衝突する際の設定であって、前記ACKまたはNACKと前記コンテンツベースの信号とを同時に送信するか、どちらか一方を送信するかの前記基地局装置による設定に従って、

単一の上りリンクの時間フレームで前記ACKまたはNACKと前記コンテンツベースの信号とが衝突した際には、前記送信部は、前記ACKまたはNACK、および前記コンテンツベースの信号の両方を同時に送信するか、またはどちらか一方を送信することを特徴とする、移動局装置。

【請求項2】

前記コンテンツベースの信号を、物理上りリンク共用チャネルを用いて前記基地局装置に送信することを特徴とする、請求項1に記載の移動局装置。

【請求項3】

前記ACKまたはNACKを、物理上りリンク制御チャネルを用いて前記基地局装置に送信することを特徴とする、請求項1または2に記載の移動局装置。

【請求項4】

前記コンテンツベースの信号と前記ACKまたはNACKとを同じ上りリンクの時間フレームで送信してもよいと設定され、前記コンテンツベースの信号の送信電力と

前記ACKまたはNACKの送信電力との合計が予め設定された送信電力を超えた場合には、前記送信部は、前記ACKまたはNACKを物理上りリンク制御チャネルで送信することを特徴とする、請求項1に記載の移動局装置。

【請求項5】

基地局装置と通信する移動局装置に適用される無線通信方法であって、

下りリンクデータと、コンテンツベースの信号送信用の無線リソースを示す情報とを受信するステップと、

前記下りリンクデータに対するACKまたはNACKと前記コンテンツベースの信号とを送信するステップと、

単一の上りリンクの時間フレームで、前記ACKまたはNACKと前記コンテンツベースの信号とが衝突する際の設定であって、前記ACKまたはNACKと前記コンテンツベースの信号とを同時に送信するか、どちらか一方を送信するかの前記基地局装置による設定に従って、

単一の上りリンクの時間フレームで、前記ACKまたはNACKと前記コンテンツベースの信号とが衝突した際には、前記ACKまたはNACK、および前記コンテンツベースの信号の両方を同時に送信するか、またはどちらか一方を送信するステップと、を有することを特徴とする、無線通信方法。

【請求項6】

基地局装置と通信をする移動局装置における回路装置であって、

下りリンクデータと、コンテンツベースの信号送信用の無線リソースを示す情報とを受信する受信回路と、

前記下りリンクデータに対するACKまたはNACKと前記コンテンツベースの信号とを送信する送信回路と、を備え、

単一の上りリンクの時間フレームで、前記ACKまたはNACKと前記コンテンツベースの信号とが衝突する際の設定であって、前記ACKまたはNACKと前記コンテンツベースの信号とを同時に送信するか、どちらか一方を送信するかの前記基地局装置による設定に従って、

単一の上りリンクの時間フレームで前記ACKまたはNACKと前記コンテンツベースの信号とが衝突した際には、前記送信回路は、前記ACKまたはNACK、および前記コンテンツベースの信号の両方を同時に送信するか、またはどちらか一方を送信することを特徴とする、回路装置。

【請求項7】

前記回路装置は、前記受信回路と前記送信回路とが集積された集積回路であることを特徴とする、請求項6に記載の回路装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】移動局装置、無線通信方法および回路装置